

1. 会合名	会員における引受けのあり方に関する検討会（第 44 回）
2. 日 時	平成 24 年 1 月 27 日（金） 10:00～11:30
3. 議 案	1. ライツ・オフリングに関する論点の検討について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. ライツ・オフリングに関する論点の検討について</p> <p>ライツ・オフリングに関し、規則改正に絡む論点について、事務局より、資料に基づき説明が行われ、大要以下のとおり意見交換がなされた。</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <p>（コンフォート・レターの取扱い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンフォート・レターの対象期間に引受証券会社に求められる対応として「a. 発行会社の公表する情報等の把握に努め、必要に応じて発行会社に内容を確認する。」「b.発行会社に適切な適時開示を求める。」とあるが、aにおける「公表する情報等の把握」というのは、要するに発行会社がプレスリリースについてどういうものを出しているかを適宜ウオッチしていくというイメージなのか。それとも、発行会社に対して未公表の事実がないかどうかを直接確認していくというイメージなのか。</li> <li>⇒ 前者の方法を想定している。</li> <li>・ bについては、何かあったら開示してくださいとお願いするくらいのイメージということなのか。</li> <li>⇒ 行使期間満了までに臨時報告書が提出される場合において、臨時報告書の内容が有価証券届出書の記載内容に関わる場合には、同時に訂正届出書も提出する必要が生じることから、臨時報告書について提出しなければいけないものは適切に提出してくださいというお願いは、bのような形で書いておかげざるを得ない。</li> <li>・ 「有価証券届出書の効力発生後に自発的訂正届出書が提出され、当初の有価証券届出書に虚偽又は欠缺が発見された場合には、金商法第 21 条の責任の観点から確認・検討を行い、判断を行うことも考えられる。」というのはどういう状況を想定しているのか。発行体が訂正届出書を提出した時点で初めて虚偽や欠缺がわかったという話なのか。通常では、元引受証券会社と発行体とが一緒になって届出書について内容の精査をしているので、むしろ元引受証券会社が虚偽や欠缺を発見したところで訂正届出書を出すという流れになるのが通常ではないか。</li> <li>⇒ ケースとしては少ないかもしれないが、届出書の効力発生後に非常に大きな過年度に渡る決算修正等が発覚した場合には、状況によっては引受契約のターミネートの判断を行うことも考えられるため、そういう意味であくまでなお書きとして示している。</li> <li>⇒ ライツ・オフリングの期間は極めて長いので、新株予約権証券が上場した後四半期報告書が提出される場合もあるが、それは元々出す予定となっていたものなので、それについて訂正届出書は出ないということとなる。た</li> </ul>

だ一方で、それ以外に発行会社が臨時報告書や四半期報告書の訂正を出した場合、改めて当初の有価証券届出書の訂正届出書を自発的に出さなければならず、場合によっては届出書に組み込まれている、あるいは参照される有価証券報告書も一緒に直されることになるというイメージということか。

⇒ そうである。

⇒ 通常のファイナンスの際にも、有価証券届出書提出後に、発行会社が社内で精査してみたら実は有価証券報告書に間違いがあったという相談を受けることがあり、その場合には当然そこで自発的訂正をしてくださいということになる。長いオフリングの期間中、発行会社が何か自発的に訂正を出したことによって届出書も訂正事項になってしまっているというときに、当初の判断がどうだったのかというところを見ていくというのが素直な読み方であると考えます。

- ・ 規則改正案において、コンフォートの定義などは変わっていないものの、例えば打切日などについては、通常のファイナンスとは少し考え方が変わってくると思う。その辺りは、改定するのか。

⇒ できるだけ早い段階で、『監査人から引受事務幹事会社への書簡』要綱等の取扱いについて日本公認会計士協会と話し合いたいと思っている。

(新株予約権証券の取得状況の開示)

- ・ 取得状況の開示については所定の方法により開示するという事になっているが、シ団の場合に、各社バラバラで開示しても、投資家にとっては情報が非常に煩雑になる。可能であれば、この点について発行会社に要請し、開示をさせるというような規定文にしたほうがいいのではないかと。

⇒ 我々業者が新株予約権をどれくらいの量を抱えたのかについて報道機関、兜クラブに対して投げ込み等をして、周知性という点では効果は薄いかもしれない。発行会社において、各コミットメント証券会社がどれくらいの数量を保有することになったのかということについてリリースするというのは、重複にはなるものの、投資家への情報開示という観点ではよいのではないかと。

- ・ 所定の方法というのは、別途細則等で規定されるというようなイメージなのか。

⇒ 細則等で規定することは考えていないが、何らかの方法は考えていくことになるというイメージは持っている。

(米国居住者等に対する行使制限)

- ・ 発行会社は、実質的な株主が誰かということについて株主名簿上わからない中で動いており、真に行使の判断を行っている者が米国居住者に該当するか否かを調べるというのは、結局どこまで深掘りするのかという話であり、実務上

	<p>困難だと思われる。</p> <p>そういった意味では、権利行使請求書の提出者が米国居住者に該当するか否かの判定は、実質、口座管理機関のところで処理せざるを得ないのではないかとと思われる。</p> <p>2. その他</p> <p>事務局より、「会社法制の見直しに関する中間試案」のパブリック・コメントに対する意見案について、各社のコメントを踏まえて一部修正を加えたこと及び修正された意見案については近日中に法務省宛提出する旨の説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	<p>自主規制本部 自主規制1部（03-3667-8647）</p>